

2024年（令和6年）10月29日

〒653-0003

神戸市長田区五番町1丁目5-2
株式会社ファイブスタートラスト
レンタルバイク神戸店 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

申 入 書

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

2(1) この度、当法人において、貴社がレンタルバイクの利用契約に際して消費者に交付している「承諾書」を確認しましたところ、以下のとおり消費者契約法に違反すると思われる条項がありました。

(2) 延滞金を定めた条項について

期日までに①更新又は返却の連絡がない場合、②契約更新料の入金がない場合、③車両を返却しなかった場合に、それぞれ1日当たり1000円の延滞金が発生する旨の条項が見受けられました。

このうち、①更新又は返却の連絡がない場合及び③車両を返却しなかった場合に関して、理由の一切を問わず1日当たり1000円もの高額な延滞金を課

すことは、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条に違反するものです。

また、②契約更新料の入金がない場合に関しては、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができない旨を定めた消費者契約法第9条第1項第2号に違反するものです。

(3) 損害賠償責任の免除を定めた条項について

さらに、「車体トラブルが原因で発生したいかなる損害に対しての責任を負わない」旨の条項も見受けられます。

これは、事業者の帰責事由がある場合（例えば整備不良等）によって生じた事故についても、事業者の全ての損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項各号に違反するものです。

(4) したがいまして、貴社の承諾書や利用規約等から上記条項をいずれも削除してくださいよう、申入れをいたします。

3 貴社のご回答は、本書面の到達後1か月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、全て公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上